

第一種特定原産地証明書発給システムの
更新に伴う機能・仕様の変更等に係るFAQ
～原産品判定依頼におけるシステム上での典拠書類作成機能について～

2026年3月19日付重要情報にてご案内のとおり、2026年5月7日に第一種特定原産地証明書発給システムの更新を行います。本件について、機能・仕様の説明動画視聴者や体験サイトの利用者から寄せられたご質問を、以下のとおりFAQとしてとりまとめましたので、ご参考ください。

(※今後、随時追記していく予定です)

○原産品判定依頼におけるシステム上での典拠書類作成機能について

- Q1. CTC 対比表について、現システムのレイアウトで PDF ファイルをアップロードしても差し支えないでしょうか。
- A1. 現システムのように PDF ファイルのアップロードは可能です。ただし、直接入力もしくは判定依頼用エクセルフォーマットを使用する場合より、審査に時間を要する可能性があります。
- Q2. システム上で CTC 対比表を作成する場合、HS コード 6 桁入力が必須となりますか。
- A2. 利用する協定に基づく桁数（類・項・号）をご入力ください。
- Q3. 「サプライヤー検索」は、サプライヤー証明書のファイルアップロードに対しても検索可能でしょうか。
- A3. 発給システムに直接入力されたサプライヤー証明のみ検索可能です。

【お問い合わせ先】

機能・仕様・操作に関する問い合わせフォーム

<https://forms.gle/FJDGcoqdP3xD8xsu9>